



中津市監査委員告示第 13 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 4 年度財政支援団体監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 9 月 30 日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
祭りやばけい実行委員会	左記の財政援助団体が令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和4年8月17日～ 令和4年9月30日
中津市食生活改善推進協議会		
中津商工会議所		

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅 一 ・ 恒賀 慎太郎

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和4年10月7日（金）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【祭りやばけい実行委員会】

(1) 補助金等名 令和3年度中津市観光イベント支援補助金（湖畔祭り）

(2) 所管部局・課 耶馬溪支所 地域振興課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、耶馬溪を代表する「耶馬溪湖畔祭り」のイベント開催に要する経費を市が補助することにより、市内外に広く耶馬溪地域をPRし、地域活性化及び観光振興を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 4,924,253円（補助対象経費）

II. 事業内容

「第39回耶馬溪湖畔祭り」（例年、夏に実施しているがコロナの影響により冬（12/11）に開催）

- ・ダム湖を利用した水上スキーデモンストラーション
- ・ステージイベント（エイサー、子供たちのダンス、お笑いライブなど）
- ・大花火大会（約2,000発）

参加者数：約600名（コロナ対策により来場者を限定、YouTube配信を実施）

III. 財政援助額 2,500,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項
（指摘事項）

- ① 補助金対象経費としている費用のうち請求書及び振込払い利用明細書の写しを添付しているものが1件あった。今後は、請求書及び領収書等原本を保管しておくよう適切な会計事務を求める。
- ② 事業経費の領収書に購入品目等がないため補助対象経費か判断できないものが数件あった。今後は、内容の不明確なものについては、購入品目の分かるレシート等を添付することとし、領収書があっても内容が特定できない場合は、補助対象外の扱いとされたい。

II. 所管課に対する事項
（指摘事項）

- ① 中津市観光イベント支援補助金交付要綱第3条第3項別表2に補助対象経費について、会議費の内容は「総会、運営委員会の会議費」と抽象的な表現となっている。他の経費のように明確化することが適切と考える。
- ② 実績報告書に事業完了日欄がなく、事業完了日が不明のため、実績報告日が適正であるかの判断ができないものがあった。出納簿等で完了日の推測はできるものの、推測で事務を行うのではなく、今後は、実績報告書に事業完了日欄を設け、確実な日付を記載するようにされたい。

【中津市食生活改善推進協議会】

(1) 補助金等名 令和3年度中津市食生活改善推進協議会補助金

(2) 所管部局・課 生活保健部地域医療対策課

(3) 財政援助の目的

中津市食生活改善推進協議会は、食生活改善推進組織相互の連絡を密にして、その活動の振興をはかり、組織的に栄養改善効果を発揮させることにより、市民の健康増進及び体位・体力の向上に寄与することを目的とする。

(4) 事業の概要

I. 事業費 907,082円

II. 事業内容

地域の子どもや高齢者等に対して、料理教室など「食」を通じた活動を実施することにより、健康づくりと食育の推進を図る。

- ・生活習慣病予防（高血圧、脂質異常症等）をテーマにした料理教室等を実施。
- ・野菜・果物摂取など、近年の食課題をテーマに料理教室等を実施。
- ・郷土料理や地産地消（6次産業）など食文化の伝承・食育の普及啓発を実施。
- ・会員の「食」の知識・技術のスキルアップを図るための研修会の実施。

III. 財政援助額 500,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

① 理事の交通費については、協議会規程に基づいた積算方法により支給を行っているが、補助対象額についても協議会規程による積算を行っていた。

中津市補助金事務ガイドラインでは、補助対象額は総務課人事係発行の「旅費の手引」に準じる経費に限るとされていることから、「旅費の手引」に基づき補助対象額の再計算を行い、実績報告書の再提出を求める。

なお、協議会規程に基づく交通費支給については、補助対象額を超過する可能性があることに加え、実距離と異なるため不公平が生じる可能性があること、また、常に二種類の積算が必要であり事務の簡素化及び支給誤り等のリスク軽減のためにも、市の基準に準じた支給が望ましいことから、今後、理事会等において交通費の積算方法の検討を要望する。

② 団体（支部）に対する助成金等を、個人（代表者）に現金払いを行っていた。また、交通費や講師謝礼についても現金払いを行っていた。

公金管理の適正化の観点から、職員等が直接現金に触れない口座振込が適当であり、さらに、団体に対する事業費等は個人に渡すのではなく、原則、団体名義の口座への振込を行うよう事務改善を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【中津商工会議所】

- (1) 補助金等名 令和3年度中津商工会議所及び商工会運営補助金
令和3年度中小企業相談所指導事業補助金
- (2) 所管部局・課 商工農林水産部商工・雇用政策課

(3) 財政援助の目的

中津市の商工業の振興と安定を図るための事業に要する経費を市が補助することにより、商工業の総合的な発展に寄与し、組織の運営充実を図ることを目的とする。また、中津商工会議所が実施する中小企業相談の事業に要する経費を市が補助することにより、市内の商工業及び産業の振興に資することを目的とする。

(4) 事業の概要

I. 事業費 19,743,769円（補助対象経費）

II. 事業内容

○中津商工会議所及び商工会運営補助金

各種会議、交流会、コロナ関連経営相談等の新型コロナウイルス感染症対策事業など

○中小企業相談所指導事業補助金

事業者に対して窓口・巡回による経営相談、記帳指導、経営革新や国が行う補助事業に対する支援、創業相談、公演講習会の実施、専門家派遣による支援など。

III. 財政援助額 1,533,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項
(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

II. 所管課に対する事項
(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。